

エネワンSプラン<東京電力エリア【低圧】> 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

旧	新
<p>1 適用範囲</p> <p>この供給契約条件は、一般送配電事業者の供給区域（栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県，静岡県（富士川以東）をいいます。ただし，離島を除きます。）内の需要場所において，低圧で電気の供給を受けて，電灯または小型機器を使用するお客さまで，次のいずれにも該当し，かつ，当社との協議が整った場合に適用いたします。</p> <p>（追加）</p> <p><u>(1)</u> 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり，かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること。</p> <p><u>(2)</u> 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，契約容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。</p> <p>ただし，1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは，<u>(1)</u>に該当し，かつ，<u>(2)</u>の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。</p> <p>この場合，一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。</p>	<p>1 適用範囲</p> <p><u>(1)</u> この供給契約条件は，一般送配電事業者の供給区域（栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県，静岡県（富士川以東）をいいます。ただし，離島を除きます。）内の需要場所において，低圧で電気の供給を受けて，電灯または小型機器を使用するお客さまで，次のいずれにも該当し，かつ，当社との協議が整った場合に適用いたします。</p> <p><u>イ</u> お客さまが1年を通じてこの供給契約条件の適用を希望されること。</p> <p><u>ロ</u> 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり，かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること。</p> <p><u>ハ</u> 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，契約容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。</p> <p>ただし，1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは，<u>ロ</u>に該当し，かつ，<u>ハ</u>の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。</p> <p>この場合，一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。</p>

<p>(追加)</p>	<p><u>(2) この供給契約条件から他の契約種別に供給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、(1)にかかわらず、この供給契約条件を適用いたしません。</u></p>
<p>附則 1 実施期日 この供給契約条件は、<u>令和元年10月1日</u>から実施いたします。</p>	<p>附則 1 実施期日 この供給約款は、<u>令和2年4月1日</u>から実施いたします。</p>